（通信連絡を行うために必要な設備）

第三十九条　プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。

第四章　雑則

（電磁的記録媒体による手続）

第四十条　第二条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止）

第二条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）

二　加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十三号）

三　加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号）

別記様式（第40条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

加工施設の技術基準に関する規則第２条第２項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1	電磁的記録媒体に記録された事項
2	電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

４　該当事項のない欄は、省略すること。

○原子力規制委員会規則第七号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十八条の二の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和二年三月十七日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第十七条）
第二章　試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第十八条―第四十二条）
第三章　研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第四十三条―第五十二条）
第四章　ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第五十三条―第五十九条）
第五章　ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設（第六十条―第七十条）
第六章　雑則（第七十一条）
附則

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この規則は、次に掲げる試験研究用等原子炉及びその附属施設について適用する。

一　試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）

二　船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射線　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号。以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第一号に規定する放射線をいう。

二　放射性廃棄物　試験炉規則第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

三　管理区域　試験炉規則第一条の二第二項第四号に規定する管理区域をいう。

四　周辺監視区域　試験炉規則第一条の二第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

五　試験研究用原子炉　前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉（第九号に掲げるガス冷却型原子炉及び第十号に掲げるナトリウム冷却型高速炉を除く。）をいう。

六　研究開発段階原子炉　前条第二号に掲げる試験研究用等原子炉をいう。

七　中出力炉　試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。以下「試験炉許可基準規則」という。）第二条第二項第八号に規定する中出力炉をいう。

八　高出力炉　試験炉許可基準規則第二条第二項第九号に規定する高出力炉をいう。

九　ガス冷却型原子炉　試験炉許可基準規則第二条第二項第十号に規定するガス冷却型原子炉をいう。

十　ナトリウム冷却型高速炉　試験炉許可基準規則第二条第二項第十一号に規定するナトリウム冷却型高速炉をいう。

十一　安全機能　試験炉許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する安全機能をいう。

十二　安全機能の重要度　試験炉許可基準規則第二条第二項第十三号に規定する安全機能の重要度をいう。

十三　通常運転　試験炉許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する通常運転をいう。

十四　運転時の異常な過渡変化　試験炉許可基準規則第二条第二項第十五号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。

十五　設計基準事故　試験炉許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。

十六　多重性　試験炉許可基準規則第二条第二項第十七号に規定する多重性をいう。

十七　多様性　試験炉許可基準規則第二条第二項第十八号に規定する多様性をいう。